

団体内統合宛名システムに係る
標準準拠システム移行業務委託
落札者決定基準

横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、横浜市（以下「本市」という。）が「団体内統合宛名システムに係る標準準拠システム移行業務委託」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

2 総則

本事業を実施する事業者には本事業の設計、導入、管理及び運用に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、設計、導入、管理、運用及び事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

落札者決定の手順としては、団体内統合宛名システムに係る標準準拠システム移行業務委託に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合評価を実施し、落札者の決定を行う。

3 総合評価

(1) 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及びヒアリングの評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価一般競争入札方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

ア 技術点

別紙「提案書評価票」の各項目及びヒアリングに基づき提案内容を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は 700 点とする。

イ 価格点

別紙「入札書」に従い、入札書には、入札価格を記載すること。入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。価格点の満点は 300 点とする。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の満点は 1,000 点（技術点 700 点＋価格点 300 点）とする。

エ 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

オ 入札者の入札額が予定価格を上回った場合の対応

入札者の入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「予定価格（税抜）」という。）を上回った場合には、当該入札者を落札者とししない。

カ 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときの対応

総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、総合評価点数の最も高い者のうち、技術点が高い方を落札者とする。技術点が高同点である場合は、横浜市契約規則第20条の2の規定に則り、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

キ 欠格事由

以下の条件に該当する場合は、「欠格」とする。この場合、当該入札者の技術点及び価格点を評価せず、落札者とししない。

- (ア) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (イ) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (エ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (オ) 虚偽または法令に違反する内容が記載されているもの。
- (カ) 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関してヒアリングなど選定手続きに定められている事項以外で業者選定委員会及び評価委員会の委員又は本件入札手続きに係る学識経験者と、本事業に関する情報の収集又は提供をする目的をもって接触した者。
- (キ) 提案内容説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかった者。
- (ク) 入札日までの間に、本総合評価一般競争入札の入札参加資格を失った者。

(2) 技術点について

技術点は、別紙「提案書評価票」に基づき、評価委員会が総合評価のための提案書類及びヒアリングの内容を審査し、次により算出する。

提案書評価票の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

No	項目名	配点	比重(%)
1	本業に対する理解、提案サービスの概要、導入計画	84	12.0
2	プロジェクト管理要件、役務要件、構成要件・稼働環境の要件、パッケージ要件、ガバメントクラウド利用に関する要件	112	16.0
3	機能要件	119	17.0
4	個別要件	105	15.0

5	非機能要件、連携要件・文字要件、運用保守設計要件、共通機能要件、過渡期における要件	91	13.0
6	移行、運用保守費用	91	13.0
7	提案者の概要、UI/UX、その他追加提案	98	14.0
合計		700	100.0

(3) 各評価項目の評価点

提案書の記述内容等により、配点×0/4 から配点×4/4 までの5段階評価とする。5段階評価の目安は、次のとおりとし、本市で想定している一般的な提案は C 評価（配点×2/4）とする。

評価	評価の意味合い	点数化方法
A	非常に優れている	配点×4/4
B	優れている	配点×3/4
C	普通（本市が想定する一般的な提案）	配点×2/4
D	劣っている	配点×1/4
E	非常に劣っている、本市の要求に適合しない。	配点×0/4

※ 提案書評価における必須項目のうち、評価委員会の全委員にて E 評価（非常に劣っている、本市の要求に適合しない）とした項目が 1 項目でもある場合は、提案書の内容及び入札価格にかかわらず失格とする

(4) 技術点の算出

技術点は次により算出する。

$\text{技術点} = \text{提案書評価（評価委員会の各委員の合計点の平均）}$

(5) 価格点について

ア 価格点の算出

価格点の算出は、次より算出する。

$\text{価格点} = \text{配点（300点）} \times \left(1 - \text{当該入札者の入札価格} \div \text{予定価格（税抜）} \right)$

イ 対象費用について

入札価格には、契約期間中（契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に本事業で発生する一切の費用を盛り込むものとする。

以上